

## 利益相反管理規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本スケート連盟（以下単に「本連盟」という。）の利益相反ポリシーに基づき、同ポリシー第2項に定める関連当事者の利益相反を適切に管理（以下単に「利益相反マネジメント」という。）するために必要な事項を定め、適正かつ効率的な組織運営と事業の推進を図ることを目的とする。

(利益相反マネジメントの対象事例)

第2条 関連当事者の次の各行為は、本連盟の利益相反マネジメントの対象事例とする。

(1) 経済的利益相反

- ① 本連盟の取引先企業（スポンサー企業を含む。以下「取引先企業」という。）の株主又は役員である関連当事者が、本連盟の意思決定に参画している場合
- ② 関連当事者が、取引先企業から報酬、株式等何らかの経済的利益を受けている場合
- ③ 関連当事者が、取引先企業から寄附金、設備・備品の供与を受ける場合
- ④ 関連当事者が、取引先企業へ自ら発明等に移転し又は使用を許諾する場合
- ⑤ 本連盟が、①から④のへ便益を供与される関連当事者に対して、本連盟の施設・設備の利用を提供する場合
- ⑥ 本連盟が、①から④の取引先企業から何らかの便益を供与される関連当事者から物品を購入しあるいは役務の提供を受ける場合
- ⑦ その他、関連当事者が、取引先企業から何らかの便益を供与されたことが明らかである場合、若しくは供与が想定される場合

(2) 責務相反

- ① 代表選手や強化選手等を選考する意思決定に、選手の所属する企業若しくは選手と密接な関係を有する関連当事者が参画する場合
- ② 本連盟が主催・主管する競技会に参加する選手と何らかの関係を有する(勤務先企業・取引先企業や親族等)関連当事者が競技役員として参加する場合

(利益相反マネジメント体制)

第3条 利益相反マネジメントに関する事項については、倫理委員会が所管する。

2 倫理委員会は、利益相反マネジメントに関する次の事項を行う。

- (1) 利益相反マネジメント関連規定の整備
- (2) 利益相反マネジメントに関する施策の策定
- (3) 利益相反の審査、判定、通知
- (4) 利益相反マネジメントの普及・啓発活動
- (5) 理事会への利益相反マネジメントに関する報告
- (6) その他利益相反マネジメントに関する重要事項

(利益相反マネジメント担当者)

第4条 倫理委員会に利益相反マネジメント担当者を置く。

- 2 利益相反マネジメント担当者は、専務理事、法制部長、事務局長、指名された総務担当職員とする。
- 3 利益相反マネジメント担当者は、倫理委員会の指示に基づき利益相反マネジメントに関する事務を主管する。

(相談窓口)

第5条 利益相反行為を未然に防止するため、事務局に相談窓口を設け、窓口業務は利益相反マネジメント担当者が担うものとする。

(自己申告等)

第6条 関連当事者は、利益相反ポリシー第3項に関わる行為を行う場合、若しくは行った場合、利益相反に関する自己申告書(以下「自己申告書」という。)を倫理委員会に提出するものとする。

- 2 前項のほか、倫理委員会は必要により対象者及び提出時期を定めて自己申告書の提出を求めることができる。

(自己申告等に関する審議手続)

第7条 倫理委員会は、前条の自己申告書に基づき、関連当事者の利益相反に関して本連盟として認容できるか否かについて審議し、その結果を理事会に報告するとともに、当該関連当事者に通知するものとする。

- 2 会長は、前項の報告に基づき、必要と認められる場合は当該関連当事者に対して利益相反に関する是正又は改善勧告を行う。

(利益相反の判断基準)

第8条 関連当事者の利益相反の判断基準は、利益相反ポリシーの第5項に定めるところによる。

(理事の利益相反取引)

第9条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第84条第1項に該当する場合、当該理事は、理事会に対し当該取引につき重要な事実を開示して、その承認を受けなければならない。

(異議申し立て)

第10条 第7条第2項に規定する是正又は改善勧告を受けた関連当事者は、これに不服がある場合は、会長に対して書面により異議申し立てを行い、再審議を求めることができる。

- 2 会長は、前項の異議申し立てに対し、必要と認めた場合は、倫理委員会に対し再審査を求める。

- 3 会長は、再審議の結果に基づき、異議申し立てに対する処置を決定する。

(利益相反マネジメントに対する関連当事者の義務)

第 11 条 関連当事者は、利益相反マネジメントが適正に実施されるため、次の義務を負う。

- (1) 利益相反行為を未然に防止するよう最大限の配慮を払うとともに、客観的に必要とされる合理的な努力をしなければならない。また、万一利益相反が生じた場合には、その影響力を最小限にとどめるために、本連盟から要請される事項については積極的に協力しなければならない。
- (2) 前号以外でも本連盟から利益相反マネジメントに関し、必要な協力を求められたときは、いつでもこれに応じなければならない。

(機密の保持等)

第 12 条 倫理委員会の委員及び委員会に出席を求められた者並びに利益相反マネジメント担当者は、当該委員会の業務上知り得た情報を漏らしてはならない。

- 2 自己申告書及びこれに関連する調査資料等は、総務担当部署において管理・保管する。
- 3 倫理委員会の審議については、議事録に、取引についての重要な事実の開示、取引等についての公正性を示す証憑の有無、内容、鑑定の詳細、承認の理由、合理性等につき可能な範囲で詳細に記録するよう努めるものとする。

(細則)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、利益相反マネジメントに関し必要な事項は、別に定めることができる。

附則

1. この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。
2. この規程は、令和 3 年 7 月 1 4 日から施行する。